

福祉サービス利用援助事業のご案内

～関係機関のみなさまへ～

不安のある方の暮らしの“安心”を お手伝いする事業です



社会福祉法人 山形県社会福祉協議会
福祉サービス利用支援センター

福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）

日常生活自立支援事業とは、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力の不十分な方々が自立した地域生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービス利用援助や、それにとまなう日常的な金銭管理等を行うものです。

I 本事業の実施

- 実施主体は、社会福祉法人 山形県社会福祉協議会（以下、「県社協」という）です。
- お住いの地域において、あまねくこの事業を利用できるように、事業の一部は、各市町村社会福祉協議会（以下、「基幹的社協」という）に委託しています。
- 基幹的社協は、本事業の利用者に関する情報の連絡・調整・支援等について、県社協、関係機関等と連携しながら、本事業を実施しています。
- 基幹的社協には、専門員と生活支援員が配置されています。
 - ◇専門員・・・基幹的社協の職員であり、初回相談から支援計画の作成、契約締結、支援内容の検討、モニタリング等の業務を行います。
 - ◇生活支援員・・・基幹的社協が委嘱している地域の方であり、専門員の指示により、支援計画に基づいて具体的な支援を行います。

II 利用対象者

本事業では、次のいずれにも該当する方を対象としています。

(1) 判断能力が不十分な人

認知症等高齢者、知的障がい者、精神障がい者等であって、日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、意思表示を本人のみでは適切に行うことが難しい方



(2) 本事業の契約内容について判断し得る能力を有していると認められる方

(3) 福祉サービスの利用がある方、または利用予定、必要性のある方

-
- 判断能力が不十分な人とは、認知症と診断を受けた高齢者、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳を有する人に限るものではありません。
 - ただし、本人のニーズにあった適切な支援を実施するため、専門員があらかじめ以下のことを中心に確認します。
 - ・判断能力の状況
 - ・事業の必要性
 - ・本人の利用意思
 - ・今後の生活や福祉サービスの利用の見通し等

Ⅲ 援助の内容

「福祉サービスの利用援助」の利用を原則とし、付随するサービスとして「日常的金銭管理サービス」「書類等預かりサービス」があります。

福祉サービスの 利用援助

- ① 福祉サービスを利用する、またはやめるために必要な手続きに関すること
- ② 福祉サービスの利用料の支払いに関すること
- ③ 福祉サービスについての苦情解決制度の利用に関すること
- ④ 住宅改造、居住家屋の賃貸、日常生活上の手続きに関する援助及び住民票の届出等の行政手続きに関する援助、その他福祉サービスの適切な利用のために必要な一連の援助

日常的金銭管理 サービス

※付随サービスのみの利用は不可

- ① 日常的な生活費の払出し、預け入れ等に関すること
- ② 医療費や税金、社会保険料、公共料金、日用品等の代金の支払いに関すること
- ③ 年金及び福祉手当の受領に必要な手続きに関すること

書類等預かり サービス

※付随サービスのみの利用は不可

- 「保管できる書類等」
- 預貯金通帳、各種年金証書、実印・印鑑、印鑑登録カード、権利証、保険証書、運転免許証、マイナンバーカード、その他県社協が適当と認めた書類等
- ◇現金、キャッシュカード、金券、株券、絵画や貴金属、利用者以外の名義のもの等は預かり不可

Ⅳ 援助の方法

- 本事業では、「相談・援助・情報提供」「連携調整」を中心に援助を行い、利用者本人の自己決定を尊重することが基本です。
- 本事業で決定するのは「本人」であり、専門員や生活支援員は、何かを決定する権限はありません。

(1) 相談・援助・情報提供

利用者からの相談や助言のほか、各種手続きに関する情報をわかりやすく伝えたりすることで、利用者の意思決定を支援します。また、市町村や金融機関へ利用者と出向き、利用者が自ら手続きする傍らで、言葉の解説や記入方法等の助言をする、いわゆる「同行」での相談、助言も含みます。



(2) 連絡調整

利用者の意向を関係機関に連絡したり、関係機関の意向を利用者に伝えたりします。

(3) 代行

利用者の作成した書類を関係機関に届けたり、利用者が署名・押印し作成した払戻し伝票と通帳・印鑑等を預かり、金融機関で払戻し手続きをします。

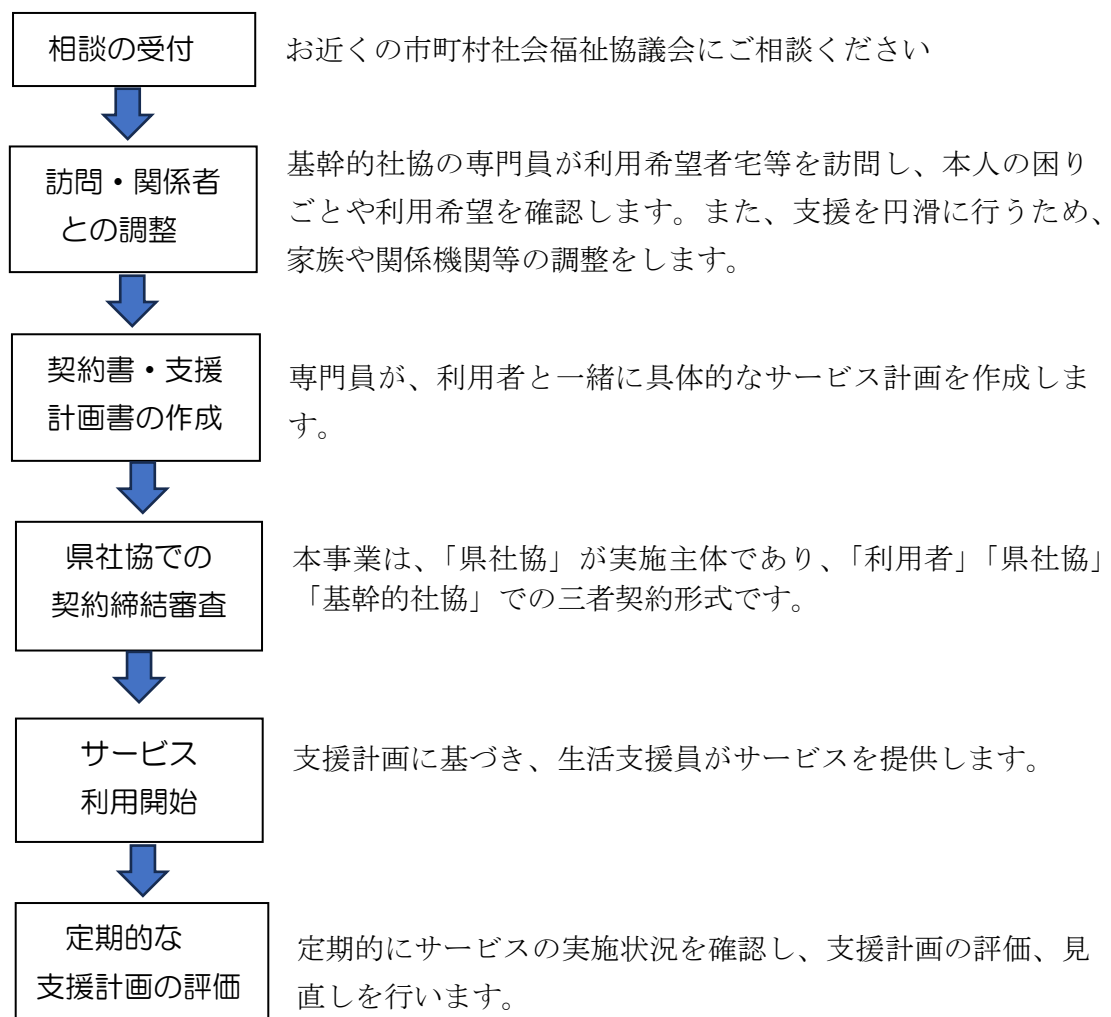
(4) 代理

契約書に定めた代理権の範囲内で、本人の指示により金融口座からの払い出しや福祉サービスの利用料や公共料金、日用品の支払い手続き等をします。

本事業ではこのようなお手伝いはできません

- ✕施設入所や入院の際の身元保証人
- ✕施設入所や福祉サービス等の契約行為
- ✕医療行為を受ける際の同意書や居宅サービス計画書等へのサイン
- ✕買い物、掃除、調理等の家事援助
- ✕本人の意思確認ができない場合の各種払出しや支払い
- ✕死後の払出しや支払いや死後事務
- ✕相続や不動産の処分等、その他法律行為の対応 等

V サービス利用の流れ



VI 安心してご利用いただくための仕組み

● 契約締結審査会

本人の契約締結能力に疑義が生じたときに相談できるよう、専門家からなる契約締結審査会（弁護士、精神科医、社会福祉士等の専門家で構成）を県社協に設置しています。

● 運営適正化委員会

本事業が適正に運営されているか監督します。

また、福祉サービスに関する利用者等からの苦情解決を行います。

TEL 023-626-1755

VII 利用料

- サービス開始までの相談・支援計画作成等は無料です。
- サービス開始後の生活支援員による援助は利用料がかかります。
1回あたり 1,500円（概ね1時間程度、交通費含む）
- 生活保護受給者については、利用料はかかりません。
- 書類等で貸金庫を利用する場合は、別途実費負担となります。

VIII 関係機関との連携・協同

本事業は、福祉サービスの中のひとつであり、本事業が中心となり利用者の生活の全てを支えるものではありません。

利用者への適切な支援のため、契約前、契約後も関係機関の皆様との連携・協同が必要となりますので、御協力をお願いします。

- 専門員が利用者との信頼関係の構築や、利用希望者の状況やニーズについて十分に把握するために、関係者の皆様に訪問の際の同席や対応をお願いする場合があります。
- 支援計画や収支計画の作成や、関係機関の皆様との役割分担も含め、今後の支援体制について検討を行います。
- 支援計画通り支援を行ってもうまくいかない場合や、利用者のニーズの変化等がある場合には、利用者の情報を共有し、支援計画や役割分担を見直すため、ケース会議等で検討します。

IX 成年後見制度への移行

- 本事業は、「本人との契約」が前提となっているため、本人の意思確認ができない、支援内容を理解できない場合、支援を継続することができません。
- また、本人の状況の変化により、入所や入院、相続手続きが必要になり本事業での支援が難しくなった場合等、成年後見制度の利用を検討する必要があります。

成年後見制度とは??

認知症、知的障害、精神障害等により物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、法律的に支援する制度です。



◇任意後見制度

十分な判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合には、あらかじめ本人自らが選んだ人に代わりにしてもらいたいことを契約で決めておく制度です。

◇法定後見制度

判断能力が不十分になった後、家庭裁判所によって、成年後見人が選ばれる制度です。本人の判断能力に応じて、「補助」「保佐」「後見」の3つの制度があります。

	補助類型	保佐類型	後見類型
対象となる方	判断能力が不十分な方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が全くない方

…よくある質問…

Q1 入院中や施設入所の方も利用できますか？

①判断能力が不十分であること ②本事業の契約能力があり、利用を希望していること ③福祉サービスの利用援助を必要とすること、の全てに該当する場合は対象となります。

※施設入所者の場合…まずは口座振替や施設対応、外出支援等のサービスの利用を検討ください。

※入院中の方の場合…退院の目途がなく、福祉サービスの利用援助が必要でない方は、対象外となります。退院の見通しが立ち、福祉サービスの利用予定となった場合は、ご相談ください。

Q2 身体的な理由だけの方は利用できますか？

判断能力に特に問題がない場合は、本事業の対象外となります。
身体的理由により金融機関に行けない等の方については、外出介助や金融機関の自動送金サービス等の利用等、ご検討ください。

Q3 借金がある方でも利用できますか？

本事業では債務整理はできません。債務があつて本事業の利用を希望する場合は、まずは法律の専門家等に相談し、返済計画等のめどが立ってからご相談ください。

返済計画に基づいた支払いのお手伝いはできます。

Q4 成年後見制度の利用を検討している方は利用できますか？

※本事業は、本人の意思に基づいた支援を行うため、後見類型の方は、原則利用できません。

※保佐、補助類型の判断能力の方は、本事業の対象者と重なる場合があります、成年後見人等が選任されるまでの間、時間がかかり、その間、本人が不利益を被る可能性がある場合は、家庭裁判所から審判が下りるまでの間、つなぎとして本事業を契約する場合があります。

参照：P.5 ◇法定後見制度

Q5 利用者が亡くなったら預けた書類等はどうなりますか？

死亡日＝解約日となり

本人死亡と同時に法律上、お預かりしている預貯金は相続人の財産となるため、以降一切の払い出しや支払いはできません。

本事業でお預かりしていた書類（通帳・印鑑等）は、相続人や指定受取人へお返しします。死後の支払い等は、相続人等にご対応いただくことになります。

Q6 本事業と成年後見制度との併用できますか？

※制度上は可能です。しかし、本事業における「福祉サービスの利用援助」は成年後見人の職務とも重なる部分が多く、最終的には成年後見人自らが責任をもって行うことが求められます。

※したがって、成年後見人等が本事業に心身の状態・生活の状況に関する配慮を全面的に委ねてしまい、成年被後見人に対する様々な措置を調整し、手配する義務を軽視してしまうことがないように、成年後見人等との役割分担や連携について、契約締結審査会に諮ります。

※併用ケースとしては、遠方に住む親族等が後見人等に選任された場合等が想定されます。

※契約書例は、成年後見人等を代理人として契約します。

お気軽にご相談ください
あなたのまちの社会福祉協議会へ

【鶴岡・田川】

鶴岡市 0235-24-0053
藤島 0235-64-3100
羽黒 0235-62-4534
櫛引 0235-57-5300
朝日 0235-53-2795
温海 0235-43-2114
三川町 0235-66-4410

【酒田・飽海】

酒田市 0234-24-2626
八幡 0234-64-3765
松山 0234-62-2843
平田 0234-52-2260
庄内町（余目）
0234-43-3066
庄内町（立川）
0234-56-3373
遊佐町 0234-72-4715

【最上】

新庄市 0233-22-5797
金山町 0233-52-2099
最上町 0233-43-3180
舟形町 0233-32-2733
真室川 0233-64-1515
大蔵村 0233-75-2104
鮭川村 0233-55-3653
戸沢村 0233-72-2112

【西村山】

寒河江市 0237-83-3220
河北町 0237-72-7800
西川町 0237-74-5677
朝日町 0237-67-2465
大江町 0237-83-4122



【北村山】

村山市 0237-52-0321
東根市 0237-41-2361
尾花沢市 0237-22-1092
大石田町 0237-35-3383

【西置賜】

長井市 0238-88-3711
小国町 0238-62-2825
白鷹町 0238-86-0150
飯豊町 0238-72-3353

【東置賜】

米沢市 0238-24-7881
南陽市 0238-40-8061
高畠町 0238-52-4486
川西町 0238-46-3040

【東南村山】

山形市 023-674-0680
上山市 023-695-5095
天童市 023-654-5156
山辺町 023-664-7982
中山町 023-662-4361

社会福祉法人 山形県社会福祉協議会
福祉サービス利用支援センター

〒990-0021 山形市小白川町二丁目3番31号 山形県総合社会福祉センター内
電話 023-625-4162